

平成十四年法律第百三十三号

健康増進法

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 基本方針等(第七条―第九条)
- 第三章 国民健康・栄養調査等(第十条―第十六条の二)
- 第四章 保健指導等(第十七条―第十九条の五)
- 第五章 特定給食施設(第二十条―第二十四条)
- 第六章 受動喫煙防止
- 第六節 受動喫煙を防止するための措置(第二十九条―第四十二条)
- 第七章 特別用途表示等(第四十三条―第六十七条)
- 第八章 雑則(第六十八条・第六十九条)
- 第九章 罰則(第七十条―第七十八条)

- 第一章 総則
- 第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。
- (国民の責務)
- 第二条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。
- (国及び地方公共団体の責務)
- 第三条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じて健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。
- (健康増進事業実施者の責務)
- 第四条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事

業(以下「健康増進事業」という。)を積極的に推進するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第五条 国、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ)、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合又は健康保険組合連合会
- 二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会
- 三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定により健康増進事業を行う市町村、国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会
- 四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定により健康増進事業を行う国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会
- 五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の規定により健康増進事業を行う地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
- 六 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定により健康増進事業を行う日本私立学校振興・共済事業団
- 七 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)の規定により健康増進事業を行う者
- 八 母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)の規定により健康増進事業を行う市町村
- 九 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定により健康増進事業を行う事業者
- 十 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合
- 十一 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定により健康増進事業を行う市町村

第十二 この法律の規定により健康増進事業を行う市町村

第十三 その他健康増進事業を行う者であつて、政令で定めるもの

第二章 基本方針等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

第八条 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国民の健康の増進に関する基本的な方向
- 二 国民の健康の増進の目標に関する事項
- 三 次条第一項の都道府県健康増進計画及び同条第二項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項
- 四 第十条第一項の国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項
- 五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項
- 六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
- 七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要な事項

第九条 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

第十条 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(都道府県健康増進計画等)

第十一条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとする。

第十二 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

第十三 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

(健康調査の実施等に関する指針)

第九条 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康調査の実施及びその結果の通知、健康手帳(自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。)の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康調査の実施等に関する指針(以下「健康調査等指針」という。)を定めるものとする。

第十条 厚生労働大臣は、健康調査等指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

第十一条 厚生労働大臣は、健康調査等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章 国民健康・栄養調査等

(国民健康・栄養調査の実施)

第十二条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。

第十三条 厚生労働大臣は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「研究所」という。)に、国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。

第十四条 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ)は、その管轄区域内の国民健康・栄養調査の執行に関する事務を行う。

(調査世帯)

第十五条 国民健康・栄養調査の対象の選定は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年、厚生労働大臣が調査地区を定め、その地区内において都道府県知事が調査世帯を指定することによつて行う。

第十六条 前項の規定により指定された調査世帯に属する者は、国民健康・栄養調査の実施に協力しなければならない。

(国民健康・栄養調査員)

第十七条 都道府県知事は、その行う国民健康・栄養調査の実施のために必要があるときは、国民健康・栄養調査員を置くことができる。

第十二 この法律の規定により健康増進事業を行う市町村

第十三 その他健康増進事業を行う者であつて、政令で定めるもの

第二章 基本方針等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

第八条 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国民の健康の増進に関する基本的な方向
- 二 国民の健康の増進の目標に関する事項
- 三 次条第一項の都道府県健康増進計画及び同条第二項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項
- 四 第十条第一項の国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項
- 五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項
- 六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
- 七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要な事項

第九条 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

第十条 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(都道府県健康増進計画等)

第十一条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとする。

第十二 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

第十三 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

(健康調査の実施等に関する指針)

第九条 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康調査の実施及びその結果の通知、健康手帳(自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。)の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康調査の実施等に関する指針(以下「健康調査等指針」という。)を定めるものとする。

第十条 厚生労働大臣は、健康調査等指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

第十一条 厚生労働大臣は、健康調査等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章 国民健康・栄養調査等

(国民健康・栄養調査の実施)

第十二条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。

第十三条 厚生労働大臣は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「研究所」という。)に、国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。

第十四条 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ)は、その管轄区域内の国民健康・栄養調査の執行に関する事務を行う。

(調査世帯)

第十五条 国民健康・栄養調査の対象の選定は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年、厚生労働大臣が調査地区を定め、その地区内において都道府県知事が調査世帯を指定することによつて行う。

第十六条 前項の規定により指定された調査世帯に属する者は、国民健康・栄養調査の実施に協力しなければならない。

(国民健康・栄養調査員)

第十七条 都道府県知事は、その行う国民健康・栄養調査の実施のために必要があるときは、国民健康・栄養調査員を置くことができる。

第十二 この法律の規定により健康増進事業を行う市町村

第十三 その他健康増進事業を行う者であつて、政令で定めるもの

第二章 基本方針等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

第八条 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国民の健康の増進に関する基本的な方向
- 二 国民の健康の増進の目標に関する事項
- 三 次条第一項の都道府県健康増進計画及び同条第二項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項
- 四 第十条第一項の国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項
- 五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項
- 六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
- 七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要な事項

第九条 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

第十条 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(都道府県健康増進計画等)

第十一条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとする。

第十二 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

第十三 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

2 前項に定めるもののほか、国民健康・栄養調査員に關し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。
(国の負担)

第十三条 国は、国民健康・栄養調査に要する費用を負担する。
(調査票の使用制限)

第十四条 国民健康・栄養調査のために集められた調査票は、第十条第一項に定める調査の目的以外の目的のために使用してはならない。
(省令への委任)

第十五条 第十条から前条までに定めるもののほか、国民健康・栄養調査の方法及び調査項目その他国民健康・栄養調査の実施に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(生活習慣病の発生の状況の把握)

第十六条 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病(以下単に「生活習慣病」という。)との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。
(食事摂取基準)

第十六条の二 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進するため、国民健康・栄養調査その他の健康の保持増進に關する調査及び研究の成果を分析し、その分析の結果を踏まえ、食事による栄養摂取量の基準(以下この条において「食事摂取基準」という。)を定めるものとする。

2 食事摂取基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい熱量に關する事項
二 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい次に掲げる栄養素の量に關する事項
イ 国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素
ロ 国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素

3 厚生労働大臣は、食事摂取基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第四章 保健指導等

(市町村による生活習慣相談等の実施)
第十七条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に關する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

2 市町村は、前項に規定する業務の一部について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに對し、その実施を委託することができる。
(都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施)

第十八条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。
一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
二 特定かつ多数の者に對し継続的に食事を供給する施設に對し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。
三 前二号の業務に付随する業務を行うこと。

2 都道府県は、前条第一項の規定により市町村が行う業務の実施に關し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に對する必要な援助を行うものとする。
(栄養指導員)

第十九条 都道府県知事は、前条第一項に規定する業務(同項第一号及び第三号に掲げる業務に對しては、栄養指導に係るものに限る。)を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。
(市町村による健康増進事業の実施)

第十九条の二 市町村は、第十七条第一項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であつて厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。
(都道府県による健康増進事業に對する技術的援助等の実施)

第十九条の三 都道府県は、前条の規定により市町村が行う事業の実施に關し、市町村相互間の

連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に對する必要な援助を行うものとする。
(健康増進事業の実施に關する情報の提供の求め)

第十九条の四 市町村は、当該市町村の住民であつてかつ当該市町村以外の市町村(以下この項において「他の市町村」という。)に居住していたものに対し健康増進事業を行うために必要があるとき、当該他の市町村に對し、厚生労働省令で定めるところにより、当該他の市町村が当該住民に對して行った健康増進事業に關する情報の提供を求めることができる。

2 市町村は、前項の規定による情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより行うよう努めなければならない。
(報告の徴収)

第十九条の五 厚生労働大臣又は都道府県知事は、市町村に對し、必要があると認めるときは、第十七条第一項に規定する業務及び第十九条の二に規定する事業の実施の状況に關する報告を求めることができる。
第五章 特定給食施設

第二十条 特定給食施設(特定かつ多数の者に對して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。
2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。
(特定給食施設における栄養管理)

第二十一条 特定給食施設であつて特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するもの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くよう努めなければならない。
3 特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従つて、適切な栄養管理を行わなければならない。
(指導及び助言)

第二十二条 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に關し必要な指導及び助言をすることができる。
(勧告及び命令)

第二十三条 都道府県知事は、第二十一条第一項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第三項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなくて前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
(立入検査等)

第二十四条 都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に對し、その業務に關し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 受動喫煙防止
第一節 総則
(国及び地方公共団体の責務)

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に關する知識

の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第二十六条 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設(敷地を含む。以下この章において同じ。)及び旅客運送事業自動車等の管理権原者(施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。)その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第二十七条 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等(以下この章において「特定施設等」という。)の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(定義)

第二十八条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 たばこ たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- 二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。次号及び次節において同じ。)を発生させることをいう。
- 三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- 四 特定施設 第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいう。
- 五 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)

六 第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。

七 喫煙目的施設 多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。

八 旅客運送事業自動車等 旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。

九 旅客運送事業自動車 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うための事業の用に供する自動車をいう。

十 旅客運送事業航空機、航空法(昭和二十七年法律第二十三号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)が旅客の運送を行うための事業の用に供する航空機をいう。

十一 旅客運送事業鉄道等車両 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うものに限る。)及び索道事業者(旅客の運送を行うものに限る。)並びに軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。)が旅客の運送を行うための事業の用に供する車両又は搬器をいう。

十二 旅客運送事業船舶 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)による船舶運航事業者(旅客の運送を行うものに限る。)が旅客の運送を行うための事業の用に供する船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶に限る。)をいう。

十三 特定屋外喫煙場所 第一種施設の屋外の場所の一部の喫煙場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができるところである旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

十四 喫煙関連研究場所 たばこに関する研究開発(喫煙を伴うものに限る。)の用に供する場所をいう。

第二節 受動喫煙を防止するための措置(特定施設等における喫煙の禁止等)

第二十九条 何人も、正当な理由がなくて、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所(以下この節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならない。

一 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

イ 特定屋外喫煙場所

ロ 喫煙関連研究場所

二 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所

イ 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所

ロ 喫煙目的施設 第三十五条第三項第一号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所

四 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所

五 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室以外の内部の場所

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をして第三者に対し、喫煙の中止又は同項第一号から第三号までに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

(特定施設等の管理権原者等の責務)

第三十条 特定施設等の管理権原者等(管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下この節において同じ。)は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができず、状態を維持してはならない。

2 特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めよう努めなければならない。

3 旅客運送事業自動車等の管理権原者等は、当該旅客運送事業自動車等の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止を求めよう努めなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(特定施設等の管理権原者等に対する指導及び助言)

第三十一条 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(特定施設等の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第三十二条 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が第三十条第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態に設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(喫煙専用室)

第三十三条 第二種施設等(第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下この条及び第三十七条第一項第一号において同じ。)の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。)の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができる。

2 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により当該第二種施設等の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができるところとして定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下この節において「喫煙専用室標識」という。)を掲示しなければならない。

一 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨
二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨

3 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙専用室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。

一 喫煙専用室（前項の規定により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）が設置されている旨
二 その他厚生労働省令で定める事項

4 喫煙専用室が設置されている第二種施設等（以下この節において「喫煙専用室設置施設等」という。）の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

5 喫煙専用室設置施設等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。

6 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととし、かつ、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識を除去しなければならない。

7 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならない。

（喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する勧告、命令等）

第三十四条 都道府県知事は、喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識及び当該喫煙専用室設置施設等標識（喫煙専用室設置施設等複数の喫煙専用室が設置されている場合にあっては、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときに限る。）を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用を停止することを勧告することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。（喫煙目的室）

第三十五条 喫煙目的施設の管理権原者は、当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができる。

2 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により当該喫煙目的施設の基準適合室の場所を喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙目的室標識」という。）を掲示しなければならない。

一 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨
二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨

3 その他厚生労働省令で定める事項

喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により喫煙目的室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙目的室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならない。

一 喫煙目的室（前項の規定により喫煙目的室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条において同じ。）が設置されている旨
二 その他厚生労働省令で定める事項

4 喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設（以下この節において「喫煙目的室設置施設」という。）の管理権原者は、当該喫煙目的施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たすように維持しなければならない。

5 喫煙目的室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設等の喫煙目的室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

6 喫煙目的室設置施設（喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。以下この項及び第八項において同じ。）の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設（第二十八条第七号の政令で定める要件）に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

7 喫煙目的室設置施設等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設等の喫煙目的室に立ち入らせてはならない。

8 喫煙目的室設置施設等の管理権原者等は、当該喫煙目的室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明らかにしなければならない。

9 喫煙目的室設置施設等の管理権原者は、喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととし、かつ、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識を除去しなければならない。

10 喫煙目的室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設等の全ての喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙目的室設置施設等において掲示された喫煙目的室設置施設等標識を除去しなければならない。

（喫煙目的室設置施設等の管理権原者に対する勧告、命令等）

第三十六条 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙目的室設置施設等の喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設等標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室設置施設が同項の政令で定める要件を満たすまでの間、当該喫煙目的室設置施設等の供用を停止することを勧告することができる。

2 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設等の喫煙目的室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設等標識（喫煙目的室設置施設に複数の喫煙目的室が設置されている場合にあっては、当該喫煙目的室設置施設等の全ての喫煙目的室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときに限る。）を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙目的室の供用を停止することを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設等の管理権原者が、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設等の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。（標識の使用制限）

第三十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、特定施設等において喫煙専用室標識、喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室標識若しくは喫煙目的室設置施設等標識（以下この条において「喫煙専用室標識等」と総称する。）又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

一 第二種施設等の管理権原者が第二十三条第一二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する

二 喫煙目的室設置施設等の管理権原者が第三十三条第一二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する

三 喫煙目的室設置施設等の管理権原者が、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示する

四 喫煙目的室設置施設等の管理権原者が、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示する

五 喫煙目的室設置施設等の管理権原者が、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示する

場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を掲示する場合

二 喫煙目的施設の管理権原者が第三十五条第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合

何人も、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。

一 喫煙専用室設置施設等の管理権原者が第三十三条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は第三十四条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合

二 喫煙目的室設置施設等の管理権原者が第三十五条第九項の規定により喫煙目的室標識を除去する場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設標識を除去する場合又は前条第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合

(立入検査等)
第三十八条 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用関係)
第三十九条 第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、第一種施設の場所としてこの章の規定を適用する。

2 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所において現に運行している旅客運送事業自動車等の内部の場所については、旅客運送事業自動車に関するこの章の規定を適用する。

3 旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、旅客運送事業自動車等の場所又は旅客運送事業航空機の場所としてこの章の規定を適用する。

4 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、特定施設の場所としてこの章の規定を適用する。

5 特定施設等の場所において現に運行している旅客運送事業自動車等の内部の場所については、旅客運送事業自動車等に関するこの章の規定を適用する。

(適用除外)
第四十条 次に掲げる場所については、この節の規定(第三十条第四項及びこの条の規定を除く。以下この条において同じ。)は、適用しない。

一 人の居住の用に供する場所(次号に掲げる場所を除く。)

二 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業の施設の客室の場所(同条第三項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第四項に規定する下宿営業の施設の客室(個室を除く。))の場所を除く。

三 その他前二号に掲げる場所に準ずる場所として政令で定めるもの

2 特定施設等の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設等の場所(当該同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。)については、この節の規定は、適用しない。

3 特定施設等の場所において一般自動車等(旅客運送事業自動車等以外の自動車、航空機、鉄道車両又は船舶をいう。)が現に運行している場合における当該一般自動車等の内部の場所については、この節の規定は、適用しない。

(経過措置)
第四十二条 この章の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 特別用途表示等
第四十三条 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他内閣府令で定める特別の用途に適する旨の表示(以下「特別用途表示」という。)をしようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、成分分析表、許可を受けようとする特別用途表示の内容その他内閣府令で定める事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、研究所又は内閣総理大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)に、第一項の許可を行うに必要となる試験(以下「許可試験」という。)を行わせるものとする。

4 第一項の許可を申請する者は、実費(許可試験に係る実費を除く。)を勘案して政令で定める額の手数料を国に、研究所の行う許可試験にあっては許可試験に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を研究所に、登録試験機関の行う許可試験にあっては当該登録試験機関が内閣総理大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録試験機関に納めなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

6 第一項の許可を受ける特別用途表示をする者は、当該許可に係る食品(以下「特別用途食品」という。)につき、内閣府令で定める事項を内閣府令で定めるところにより表示しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項又は前項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(登録試験機関の登録)
第四十四条 登録試験機関の登録を受けようとする者は、内閣府令で定める手続に従い、実費を

勘案して政令で定める額の手数料を納めて、内閣総理大臣に登録の申請をしなければならない。(欠格条項)
第四十五条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第四十三条第三項の登録を受けることができない。

一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのない日から二年を経過しないもの

二 第五十五条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人

三 第五十五条の規定による登録の取消の日前三十日以内にその取消に係る法人の業務を行う役員であった者でその取消の日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつていない法人

(登録の基準)
第四十六条 内閣総理大臣は、第四十四条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関し必要な手続は、内閣府令で定める。

一 別表の上欄に掲げる機械器具その他の設備を有し、かつ、許可試験は同表の中欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者が実施し、その人数が同表の下欄に掲げる数以上であること。

二 次に掲げる許可試験の信頼性の確保のための措置がとられていること。

イ 試験を行う部門に許可試験の種類ごとにそれぞれ専任の管理者を置くこと。

ロ 許可試験の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い許可試験の業務の管理及び精度の確保を行う専任の部門を置くこと。

三 登録申請者が、第四十三条第一項若しくは第六十三条第一項の規定により許可若しくは承認を受けなければならないこととされる食品を製造し、輸入し、又は販売する食品衛生法(昭和二十二年法律第百三十三号)第四十条第八項に規定する営業者(以下この号及び

第五十二条第二項において「特別用途食品業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、特別用途食品業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。
 ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特別用途食品業者の役員又は職員（過去二年間に当該特別用途食品業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記載して行う。
 一 登録年月日及び登録番号
 二 登録試験機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 三 登録試験機関が許可試験を行う事業所の名称及び所在地
 （登録の更新）
 第四十七条 登録試験機関の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（試験の義務）
 第四十八条 登録試験機関は、許可試験を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、許可試験を行わなければならない。
 （事業所の変更の届出）
 第四十九条 登録試験機関は、許可試験を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（試験業務規程）
 第五十条 登録試験機関は、許可試験の業務に関する規程（以下「試験業務規程」という。）を定め、許可試験の業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 2 試験業務規程には、許可試験の実施方法、許可試験の手数料その他の内閣府令で定める事項を定めておかなければならない。
 3 内閣総理大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が許可試験の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
 （業務の休廃止）
 第五十一条 登録試験機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、許可試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
 （財務諸表等の備付け及び閲覧等）
 第五十二条 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十八条第三号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 特別用途食品業者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。
 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 （秘密保持義務等）
 第五十三条 登録試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、許可試験の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 許可試験の業務に従事する登録試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
 （適合命令）
 第五十四条 内閣総理大臣は、登録試験機関が第四十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 （登録の取消し等）
 第五十五条 内閣総理大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて許可試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 一 第四十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
 二 第四十八条、第四十九条、第五十一条、第五十二条第一項又は次条の規定に違反したとき。
 三 正当な理由がないのに第五十二条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
 四 第五十条第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで許可試験を行ったとき。
 五 第五十条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。
 六 不正の手段により第四十三条第三項の登録（第四十七条第一項の登録の更新を含む。）を受けたとき。
 （帳簿の記載）
 第五十六条 登録試験機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、許可試験に関する業務に関し内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しななければならない。
 （登録試験機関以外の者による人を誤認させる行為の禁止）
 第五十七条 登録試験機関以外の者は、その行う業務が許可試験であると人を誤認させるような表示その他の行為をしてはならない。
 2 内閣総理大臣は、登録試験機関以外の者に対し、その行う業務が許可試験であると人を誤認させないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告の徴収）
 第五十八条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。
 （立入検査）
 第五十九条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
 （公示）
 第六十条 内閣総理大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
 一 第四十三条第三項の登録をしたとき。
 二 第四十七条第一項の規定により登録試験機関の登録がその効力を失つたとき。
 三 第四十九条の規定による届出があつたとき。
 四 第五十一条の規定による許可をしたとき。
 五 第五十五条の規定により登録試験機関の登録を取り消し、又は許可試験の業務の停止を命じたとき。
 （特別用途食品の検査及び収去）
 第六十一条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入り、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 3 第一項に規定する当該職員の権限は、食品衛生法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員が行うものとする。
 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。
 5 内閣総理大臣は、研究所に、第一項の規定により収去された食品の試験を行わせるものとする。
 （特別用途表示の許可の取消し）
 第六十二条 内閣総理大臣は、第四十三条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当

の業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。
 一 第四十三条第三項の登録をしたとき。
 二 第四十七条第一項の規定により登録試験機関の登録がその効力を失つたとき。
 三 第四十九条の規定による届出があつたとき。
 四 第五十一条の規定による許可をしたとき。
 五 第五十五条の規定により登録試験機関の登録を取り消し、又は許可試験の業務の停止を命じたとき。
 （特別用途食品の検査及び収去）
 第六十一条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入り、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
 （公示）
 第六十条 内閣総理大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
 一 第四十三条第三項の登録をしたとき。
 二 第四十七条第一項の規定により登録試験機関の登録がその効力を失つたとき。
 三 第四十九条の規定による届出があつたとき。
 四 第五十一条の規定による許可をしたとき。
 五 第五十五条の規定により登録試験機関の登録を取り消し、又は許可試験の業務の停止を命じたとき。
 （特別用途食品の検査及び収去）
 第六十一条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入り、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 3 第一項に規定する当該職員の権限は、食品衛生法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員が行うものとする。
 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。
 5 内閣総理大臣は、研究所に、第一項の規定により収去された食品の試験を行わせるものとする。
 （特別用途表示の許可の取消し）
 第六十二条 内閣総理大臣は、第四十三条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当

の業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。
 一 第四十三条第三項の登録をしたとき。
 二 第四十七条第一項の規定により登録試験機関の登録がその効力を失つたとき。
 三 第四十九条の規定による届出があつたとき。
 四 第五十一条の規定による許可をしたとき。
 五 第五十五条の規定により登録試験機関の登録を取り消し、又は許可試験の業務の停止を命じたとき。
 （特別用途食品の検査及び収去）
 第六十一条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入り、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 3 第一項に規定する当該職員の権限は、食品衛生法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員が行うものとする。
 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。
 5 内閣総理大臣は、研究所に、第一項の規定により収去された食品の試験を行わせるものとする。
 （特別用途表示の許可の取消し）
 第六十二条 内閣総理大臣は、第四十三条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当

の業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。
 一 第四十三条第三項の登録をしたとき。
 二 第四十七条第一項の規定により登録試験機関の登録がその効力を失つたとき。
 三 第四十九条の規定による届出があつたとき。
 四 第五十一条の規定による許可をしたとき。
 五 第五十五条の規定により登録試験機関の登録を取り消し、又は許可試験の業務の停止を命じたとき。
 （特別用途食品の検査及び収去）
 第六十一条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入り、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 3 第一項に規定する当該職員の権限は、食品衛生法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員が行うものとする。
 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。
 5 内閣総理大臣は、研究所に、第一項の規定により収去された食品の試験を行わせるものとする。
 （特別用途表示の許可の取消し）
 第六十二条 内閣総理大臣は、第四十三条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当

の業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。
 一 第四十三条第三項の登録をしたとき。
 二 第四十七条第一項の規定により登録試験機関の登録がその効力を失つたとき。
 三 第四十九条の規定による届出があつたとき。
 四 第五十一条の規定による許可をしたとき。
 五 第五十五条の規定により登録試験機関の登録を取り消し、又は許可試験の業務の停止を命じたとき。
 （特別用途食品の検査及び収去）
 第六十一条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入り、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。

するときは、当該許可を取り消すことができ
る。
一 第四十三條第六項の規定に違反したとき。
二 当該許可に係る食品につき虚偽の表示をし
たとき。
三 当該許可を受けた日以降における科学的知
見の充実により当該許可に係る食品について
当該許可に係る特別用途表示をすることが適
切でないことが判明するに至ったとき。
(特別用途表示の承認)

第六十三條 本邦において販売に供する食品につ
き、外国において特別用途表示をしようとする
者は、内閣総理大臣の承認を受けることができ
る。
二 第四十三條第二項から第七項まで及び前條の
規定は前項の承認について、第六十一條の規定
は同項の承認に係る食品について、それぞれ準
用する。この場合において、同條第一項中「製
造施設、貯蔵施設」とあるのは、「貯蔵施設」
と読み替えるものとする。
(特別用途表示がされた食品の輸入の許可)

第六十四條 本邦において販売に供する食品であ
つて、第四十三條第一項の規定による許可又は
前條第一項の規定による承認を受けずに特別用
途表示がされたものを輸入しようとする者につ
いては、その者を第四十三條第一項に規定する
特別用途表示をしようとする者とみなして、同
条及び第七十二條第二号の規定を適用する。
(誇大表示の禁止)

第六十五條 何人も、食品として販売に供する物
に關して廣告その他の表示をするときは、健康
の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項
(次條第三項において「健康保持増進効果等」
という。)について、著しく事実と相違する表
示をしてはならない。
二 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を制定し、
又は改廃しようとするときは、あらかじめ、厚
生労働大臣に協議しなければならない。
(勧告等)

第六十六條 内閣総理大臣又は都道府県知事は、
前條第一項の規定に違反して表示をした者があ
る場合において、国民の健康の保持増進及び国
民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与
えるおそれがあると認めるときは、その者に対
し、当該表示に關し必要な措置をとるべき旨の
勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項に規
定する勧告を受けた者が、正当な理由がなく、そ
の勧告に係る措置をとなかつたときは、その
者に対し、その勧告に係る措置をとるべきこ
とを命ずることができる。
3 第六十一條の規定は、食品として販売に供す
る物であつて健康保持増進効果等についての表
示がされたもの(特別用途食品及び第六十三條
第一項の承認を受けた食品を除く。)について
準用する。
4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定に
よりその権限を行使したときは、その旨を内閣
総理大臣に通知するものとする。
(再審査請求等)

第六十七條 第六十一條第一項(第六十三條第二
項において準用する場合を含む。)の規定によ
り保健所を設置する市又は特別区の長が行う処
分についての審査請求の裁決して不服がある者
は、内閣総理大臣に対して再審査請求をするこ
とができる。
2 保健所を設置する市又は特別区の長が第六十
一條第一項(第六十三條第二項において準用す
る場合を含む。)の規定による処分をする権限
をその補助機関である職員又はその管理に属す
る行政機関の長に委任した場合において、委任
を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基
づいてした処分につき、地方自治法(昭和二十
二年法律第六十七号)第二百五十五條の二第二
項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁
決に不服がある者は、同法第二百五十二條の十
七の四第五項から第七項までの規定の例によ
り、内閣総理大臣に対して再々審査請求をする
ことができる。

第八章 雜則
(事務の区分)
第六十八條 第十條第三項、第十一條第一項及び
第六十一條第一項(第六十三條第二項において
準用する場合を含む。)の規定により都道府県
保健所を設置する市又は特別区が処理すること
とされている事務は、地方自治法第二條第九項
第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(権限の委任)

第六十九條 この法律に規定する厚生労働大臣の
権限は、厚生労働省令で定めるところにより、
地方厚生局長に委任することができる。
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された
権限は、厚生労働省令で定めるところにより、
地方厚生支局長に委任することができる。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令
で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任
する。
4 消費者庁長官は、政令で定めるところによ
り、前項の規定により委任された権限の一部を
地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任するこ
とができる。
5 地方厚生局長又は地方厚生支局長は、前項の
規定により委任された権限を行使したときは、
その結果について消費者庁長官に報告するもの
とする。

第七章 罰則
第七十條 国民健康・栄養調査に關する事務に従
事した公務員、研究所の職員若しくは国民健
康・栄養調査員又はこれらの職にあつた者が、
その職務の執行に關して知り得た人の秘密を正
当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲
役又は百万円以下の罰金に処する。
2 職務上前項の秘密を知り得た他の公務員又は
公務員であつた者が、正当な理由がなくその秘
密を漏らしたときも、同項と同様とする。
3 第五十三條第一項の規定に違反してその職務
に關して知り得た秘密を漏らした者は、一年以
下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
4 第五十五條の規定による業務の停止の命令に
違反したときは、その違反行為をした登録試験
機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百
万円以下の罰金に処する。
第七十一條 第六十六條第二項の規定に基づく命
令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円
以下の罰金に処する。
第七十二條 次の各号のいずれかに該当する者
は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第二十三條第二項の規定に基づく命令に違
反した者
二 第四十三條第一項の規定に違反した者
三 第五十七條第二項の規定による命令に違反
した者
第七十三條 次に掲げる違反があつた場合におい
ては、その行為をした登録試験機関の代表者、
代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以
下の罰金に処する。
一 第五十一條の規定による許可を受けない
で、許可試験の業務を廃止したとき。
二 第五十六條の規定による帳簿を備え付け
ず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載を
し、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第五十八條の規定による報告をせず、又は
虚偽の報告をしたとき。
四 第五十九條第一項の規定による検査を拒
み、妨げ、又は忌避したとき。
第七十四條 次の各号のいずれかに該当する者
は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第二十四條第一項の規定による報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規
定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避
し、若しくは同項の規定による質問に対して
答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
二 第六十一條第一項(第六十三條第二項にお
いて準用する場合を含む。)の規定による検
査又は取去を拒み、妨げ、又は忌避した者
第七十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の
代理人、使用人その他の従業者が、その法人又
は人の業務に關し、第七十二條又は前條の違反
行為をしたときは、行為者を罰するほか、その
法人又は人に対して各本條の刑を科する。
第七十六條 次の各号のいずれかに該当する者
は、五十万円以下の過料に処する。
一 第三十二條第三項、第三十四條第三項又は
第三十六條第四項の規定に基づく命令に違反
した者
二 第三十三條第三項、第三十五條第三項又は
第三十七條の規定に違反した者
第七十七條 次の各号のいずれかに該当する者
は、三十万円以下の過料に処する。
一 第二十九條第二項の規定に基づく命令に違
反した者
二 第三十三條第七項又は第三十五條第十項の
規定に違反した者
第七十八條 次の各号のいずれかに該当する者
は、二十万円以下の過料に処する。
一 第三十五條第六項の規定による帳簿を備え
付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記
載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
二 第三十八條第一項の規定による報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規
定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避
し、若しくは同項の規定による質問に対して
答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
三 第五十二條第一項の規定に違反して財務諸
表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべ
き事項を記載せず、若しくは虚偽の記載を
し、又は正当な理由がないのに同條第二項各
号の規定による請求を拒んだ者

三 第五十八條の規定による報告をせず、又は
虚偽の報告をしたとき。
四 第五十九條第一項の規定による検査を拒
み、妨げ、又は忌避したとき。
第七十四條 次の各号のいずれかに該当する者
は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第二十四條第一項の規定による報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規
定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避
し、若しくは同項の規定による質問に対して
答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
二 第六十一條第一項(第六十三條第二項にお
いて準用する場合を含む。)の規定による検
査又は取去を拒み、妨げ、又は忌避した者
第七十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の
代理人、使用人その他の従業者が、その法人又
は人の業務に關し、第七十二條又は前條の違反
行為をしたときは、行為者を罰するほか、その
法人又は人に対して各本條の刑を科する。
第七十六條 次の各号のいずれかに該当する者
は、五十万円以下の過料に処する。
一 第三十二條第三項、第三十四條第三項又は
第三十六條第四項の規定に基づく命令に違反
した者
二 第三十三條第三項、第三十五條第三項又は
第三十七條の規定に違反した者
第七十七條 次の各号のいずれかに該当する者
は、三十万円以下の過料に処する。
一 第二十九條第二項の規定に基づく命令に違
反した者
二 第三十三條第七項又は第三十五條第十項の
規定に違反した者
第七十八條 次の各号のいずれかに該当する者
は、二十万円以下の過料に処する。
一 第三十五條第六項の規定による帳簿を備え
付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記
載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
二 第三十八條第一項の規定による報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規
定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避
し、若しくは同項の規定による質問に対して
答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
三 第五十二條第一項の規定に違反して財務諸
表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべ
き事項を記載せず、若しくは虚偽の記載を
し、又は正当な理由がないのに同條第二項各
号の規定による請求を拒んだ者

三 第五十八條の規定による報告をせず、又は
虚偽の報告をしたとき。
四 第五十九條第一項の規定による検査を拒
み、妨げ、又は忌避したとき。
第七十四條 次の各号のいずれかに該当する者
は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第二十四條第一項の規定による報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規
定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避
し、若しくは同項の規定による質問に対して
答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
二 第六十一條第一項(第六十三條第二項にお
いて準用する場合を含む。)の規定による検
査又は取去を拒み、妨げ、又は忌避した者
第七十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の
代理人、使用人その他の従業者が、その法人又
は人の業務に關し、第七十二條又は前條の違反
行為をしたときは、行為者を罰するほか、その
法人又は人に対して各本條の刑を科する。
第七十六條 次の各号のいずれかに該当する者
は、五十万円以下の過料に処する。
一 第三十二條第三項、第三十四條第三項又は
第三十六條第四項の規定に基づく命令に違反
した者
二 第三十三條第三項、第三十五條第三項又は
第三十七條の規定に違反した者
第七十七條 次の各号のいずれかに該当する者
は、三十万円以下の過料に処する。
一 第二十九條第二項の規定に基づく命令に違
反した者
二 第三十三條第七項又は第三十五條第十項の
規定に違反した者
第七十八條 次の各号のいずれかに該当する者
は、二十万円以下の過料に処する。
一 第三十五條第六項の規定による帳簿を備え
付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記
載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
二 第三十八條第一項の規定による報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規
定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避
し、若しくは同項の規定による質問に対して
答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
三 第五十二條第一項の規定に違反して財務諸
表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべ
き事項を記載せず、若しくは虚偽の記載を
し、又は正当な理由がないのに同條第二項各
号の規定による請求を拒んだ者

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九條及び附則第八條から第十九條までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(栄養改善法の廃止)

第二条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する特定給食施設の設置者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から三月を経過する日までの間は、第二十条第一項の届出をしないで引き続きその事業を行うことができる。

第四条

施行日前にした附則第二条の規定による廃止前の栄養改善法の規定による許可、承認その他の処分又は申請その他の手続は、この附則に別段の定めがある場合を除き、この法律の相当の規定によつてした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 前三條に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成一五年五月三〇日法律第五五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条(次号に掲げる改正規定を除く)、第六条(次号に掲げる改正規定を除く)、第八条(次号に掲げる改正規定を除く)及び

第十條並びに附則第二条から第五條まで、第八條、第十六條から第十八條まで、第二十一條から第三十五條の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

附則(平成一五年五月三〇日法律第五五号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定(第三十九條を「第四十條」に改める部分を除く)、第三十條、第六條の章名の改正規定、第三十二條次に二條を加える改正規定、第三十三條の改正規定、第三十六條の次に一條を加える改正規定及び附則第三條の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この法律による改正後の健康増進法(以下「新法」という。)第二十六條第三項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第二十六條の八第一項の規定による試験業務規程の認可の申請についても、同様とする。

(政令への委任)

第三条 前條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成一七年六月二九日法律第七七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十五條 この法律の施行前にした行為及び附則第九條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一七年七月二六日法律第八七号)抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則(平成一八年六月二一日法律第八三三号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一

第十條並びに附則第四條、第三十三條から第三十六條まで、第五十二條第一項及び第二項、第五五條、第二百二十四條並びに第三百三十一條から第三百三十三條までの規定、公布の日二及び三、略

四

第三條、第七條、第十三條、第十六條、第十九條及び第二十四條並びに附則第二条第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十一條、第四十二條、第四十四條、第五十七條、第六十六條、第七十五條、第七十六條、第七十八條、第七十九條、第八十一條、第八十四條、第八十五條、第八十七條、第八十九條、第九十三條から第九十五條まで、第九十七條から第九十九條まで、第一百零二條、第一百零四條、第一百零六條、第一百零八條、第一百一十條、第一百一十二條、第一百一十四條、第一百一十六條、第一百一十八條、第一百二十條、第一百二十二條、第一百二十四條、第一百二十六條、第一百二十八條及び第一百三十條の規定、平成二十年四月一日

五

第四條、第八條及び第二十五條並びに附則第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第二項、第十九條から第三十一條まで、第八十條、第八十二條、第八十八條、第九十二條、第九十四條、第九十六條、第九十八條、第一百零二條、第一百零四條、第一百零六條、第一百零八條、第一百一十條、第一百一十二條、第一百一十四條、第一百一十六條、第一百一十八條、第一百二十條、第一百二十二條、第一百二十四條、第一百二十六條、第一百二十八條及び第三十條の規定、平成二十年十月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十一條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為は、当該各規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第三十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この

の条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならぬ事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十三條 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一九年四月二三日法律第三〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から二まで 略

三 第二条、第四條、第六條及び第八條並びに附則第二十七條、第二十八條、第二十九條第一項及び第二項、第三十條から第五十條まで、第五十四條から第六十條まで、第六十二條、第六十四條、第六十五條、第六十七條、第六十八條、第七十一條から第七十三條まで、第七十七條から第八十條まで、第八十二條、第八十四條、第八十五條、第九十條、第九十四條、第九十六條から第九十條まで、第九十三條、第九十五條から第九十八條まで、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條から第百二十五條まで、第百二十八條、第百三十條から第百三十四條まで、第百三十七條、第百三十九條及び第百三十九條の二の規定、日本年金機構法の施行の日

(罰則に関する経過措置)

第四十一條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第四百三十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

附則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月一八日法律第七三三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年六月五日法律第四九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日（処分等に関する経過措置）
第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この

法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。
3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬ事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）
第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）
第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二三年六月二二日法律第七二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を削る改正規定及び同法第四十

条第一号の改正規定（第二十八条の十二第二項若しくは）を削る部分に限る。）に限る。
。第四条、第六条及び第七七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七條（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十條から第五十二條までの規定 公布の日

（検討）
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）
第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二五年六月二八日法律第七〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。
（経過措置）
第十六条 この法律の施行前に附則第四条の規定による改正前の食品衛生法、附則第六条の規定による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律又は附則第十一条の規定による改正前の健康増進法の規定によつてした処分その他の行為であつて、この法律に相当の規定があるものは、当該規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）
第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二六年五月二二日法律第三八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年六月四日法律第五一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略
三 第一条から第三条まで、第三十四条及び第三十五条の規定並びに附則第十六条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第八十六号の改正規定に限る。）の規定 平成二十八年四月一日

（処分、申請等に関する経過措置）
第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこ

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。
（経過措置）
第十六条 この法律の施行前に附則第四条の規定による改正前の食品衛生法、附則第六条の規定による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律又は附則第十一条の規定による改正前の健康増進法の規定によつてした処分その他の行為であつて、この法律に相当の規定があるものは、当該規定によつてしたものとみなす。

の規定の施行の状況について検討を加え、必要
があると認めるときは、その結果に基づいて必
要な措置を講ずるものとする。

附則 (令和元年六月七日法律第二六
号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定並びに附則第六
条(別表第一健康増進法(平成十四年法律第百
三三号)の項の改正規定に限る。)及び第八
条の規定 公布の日から起算して三月を経過し
た日

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律
の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経
過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和三年五月一九日法律第三七
号) 抄

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から
別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五
条、第四十七条及び第五十五条(行政手続に
おける特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律別表第一及び別表第二の改
正規定(同表の二十七の項の改正規定を除
く。に限る。))並びに附則第八条第一項、第
五十九條から第六十三條まで、第六十七條及
び第七十一條から第七十三條までの規定 公
布の日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる
規定にあつては、当該規定。以下この条におい
て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この
法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す
る経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届
出、処分等の通知その他の手続において、個人の

氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用
して当該個人を識別できるようにするため、個
人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを
戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の
公布後一年以内を目的としてその具体的な方策
について検討を加え、その結果に基づいて必要
な措置を講ずるものとする。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八
号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附則 (令和四年六月二二日法律第七六
号) 抄

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和
四年法律第七十五号)の施行の日から施行す
る。ただし、附則第九条の規定は、この法律の
公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正
前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。
以下この条及び次条において「旧法令」とい
う。)の規定により従前の国の機関がした認
定、指定その他の処分又は通知その他の行為
は、法令に別段の定めがあるもののほか、この
法律の施行後は、この法律による改正後のそ
れぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下こ
の条及び次条において「新法令」という。)の
相当規定により相当の国の機関がした認定、指
定その他の処分又は通知その他の行為とみな
す。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により
従前の国の機関に対してされている申請、届出
その他の行為は、法令に別段の定めがあるもの
のほか、この法律の施行後は、新法令の相当規
定により相当の国の機関に対してされた申請、
届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前
の国の機関に対して申請、届出その他の手続を
しなればならない事項で、この法律の施行の
日前に従前の国の機関に対してその手続がされ
ていないものについては、法令に別段の定めが
あるもののほか、この法律の施行後は、これ
を、新法令の相当規定により相当の国の機関に

対してその手続がされていないものとみなし
て、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設
置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織
法(昭和二十三年法律第二十号)第十二条第
一項の省令は、法令に別段の定めがあるもの
のほか、この法律の施行後は、新法令の相当規
定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七
条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二
条第一項の省令としての効力を有するものとす
る。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定
めるもののほか、この法律の施行に関し必要な
経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、
政令で定める。

附則 (令和四年六月二二日法律第七七
号) 抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この
法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公
布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略
二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法
の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
(令和四年法律第七十六号)

別表 (第四十六条関係)

一	遠心分離機	次の各号のいずれかに該当する者	第一号
二	純水製氷装置	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基	第二号
三	超低温槽	づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令(大正七年ず	第三号
四	ホモジナイザー	れく大学(第三百八十八号)に基	第四号
五	ガススクロマトグラ	づく大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十三	第五号
六	原子吸光度計	号)に基づく専門学校にび	第六号
七	高速液相色谱	おいて医学、歯学、薬学、の	第七号
八	乾熱滅菌器	獣医学、畜産学、水産学、号から	第八号
九	光学顕微鏡	農芸化学若しくは応用化学第	第九号
十	高圧滅菌器	六号の課程又はこれらに相当す	第十号
十一	ふ卵器	る課程を修めて卒業した者	第十一号

七 高速液後、一年以上理化学的検査に該
体クロマトの業務に従事した経験を有する
者三名

八 乾熱滅菌器 二 学校教育法に基づく短
期大学(同法に基づく専門
職大学の前期課程を含む。)
又は高等専門学校において
工業化学の課程又はこれに
相当する課程を修めて卒業
した者(同法に基づく専門
職大学の前期課程にあって
は、修了した後)、三年以上
理化学的検査の業務に従
事した者

三 前二号に掲げる者と同
等以上の知識経験を有する
者であること。
四 学校教育法に基づく大
学(短期大学を除く。)、旧
大学令に基づく大学又は旧
専門学校令に基づく専門学
校において医学、歯学、薬
学、獣医学、畜産学、水産
学、農芸化学若しくは生物
学の課程又はこれらに相当
する課程を修めて卒業した
後、一年以上細菌学的検査
の業務に従事した経験を有
する者であること。
五 学校教育法に基づく短
期大学(同法に基づく専門
職大学の前期課程を含む。)
又は高等専門学校において
生物学の課程又はこれに相
当する課程を修めて卒業し
た後(同法に基づく専門職
大学の前期課程にあって
は、修了した後)、三年以上
上細菌学的検査の業務に従
事した者

六 前二号に掲げる者と同
等以上の知識経験を有する
者であること。

七 前二号に掲げる者と同
等以上の知識経験を有する
者であること。

八 前二号に掲げる者と同
等以上の知識経験を有する
者であること。